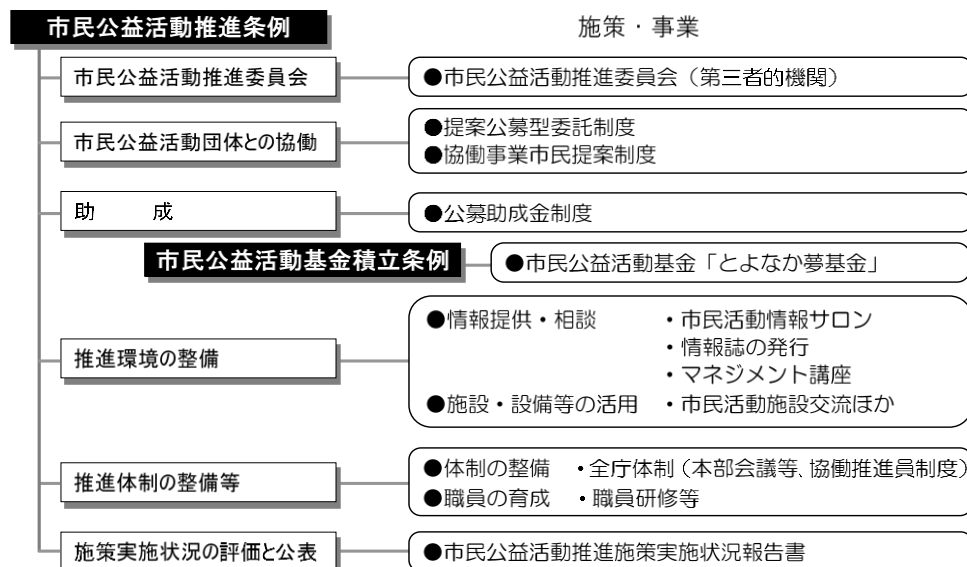


豊中市の取組事例（市民公益活動推進条例）

参考資料 5

○体系



○推進システム

市民参加のもとで実施＝公開プレゼン・公開審査（事業報告も同様）

①市民公益活動推進助成金（公募制補助金）

団体の自律的発展を支援する制度

②提案公募型委託制度

行政提示の課題・テーマへの事業企画提案・実施制度

③協働事業市民提案制度

活動団体が協働事業を企画提案し実施する制度

④市民公益活動基金「とよなか夢基金」

市民公益活動を社会全体で支える仕組み＝市民が市民活動を支援→2008年、市民公益活動基金積立条例

○推進システム

①市民公益活動推進委員会

（建議機能を持つ審議会）

3つのエンジン
（体制）

②協働推進本部

（全部局で構成＋全部局に「協働推進員」配置）

③市民活動情報サロン

（市民活動情報収集・交流、活動・運営支援施設）

→ 公設市民運営（提案公募型委託制度により運営
団体を公募）

○各制度の基本的プロセス

* 実施を重ねていくなかで種々改正

■ 市民公益活動推進助成金（公募制補助金）

団体の自律的発展を支援する制度

募集 → 書類審査 → 公開プレゼンテーション → 最終審査 → 助成金交付事業の決定 → 事業実施 → 事業結果の報告

■ 提案公募型委託制度

行政提示の課題・テーマへの事業企画提案・実施制度

募集 → 公開プレゼンテーション → 受託団体の決定 → 仕様書の作成 → 契約の締結 → 事業実施

■ 協働事業市民提案制度

活動団体が協働事業を企画提案し実施する制度

募集・仮申込み受付 → 事前意見交換会 → 本申込み受付 → 公開プレゼンテーション・審査 → 成案化に向けて検討する提案と担当課を決定 → 事業実施に向けた協議 → 事業企画書の確定（事業内容・役割分担等） → 事業の実施 → 事業結果の報告

(1) 市民公益活動推進助成金

団体が自律的に発展していくことをめざして、市民公益活動事業に必要な経費の一部を助成する制度。応募書類と公開プレゼンテーションに基づいて審査を行い、交付決定する。
* 助成実績については「実施状況報告書」（市HP）参照

名称	助成額	対象事業
初動支援コース	事業費の4分の3以内で、10万円を限度	市民公益活動を始めようとする団体（取り組んで3年以内の団体）が行う事業
自主事業コース	事業費の2分の1以内で、50万円を限度	市民公益活動を1年以上続けている団体が行う事業

■対象団体

市内で活動する民間団体で、行政が事務局に参加していないこと。また、市が実施する他の制度による助成の対象となる団体でないこと。

■審査基準（6項目）

公益性、実現可能性、先駆性、自立発展性
地域貢献性、公開性

(2) 提案公募型委託制度

公共課題・行政課題を市が提示し、市民団体などから広く企画提案を募る制度。公開プレゼンテーションに基づいて審査を行い、提案採用の可否を決定する。採用された提案団体と市は協働で仕様書を作成し、委託契約を締結し実施する。

(2) 提案公募型委託制度（採択事業一覧）

事業内容	H25委託先	H25 契約金額	契約(予定) 期間
市民活動情報サロンの事業企画・実施と施設管理・運営	とよなか市民公益活動協議体	6,486,600円	H25～3年間
市民活動団体の実態調査	(特活)NPO政策研究所	924,000円	H25
豊中まつりでの「くらしかん」周知啓発の企画・実施	C・キッズ・ネットワーク	376,400円	H25
小学校英語（外国語）体験活動	(公財)とよなか国際交流協会	4,519,725円	H25～2年間
子どもの居場所づくり企画・運営	(特活)北摂こども文化協会	3,000,000円	H24～3年間
子育てつどいの広場企画実施	(特活)大阪国際文化協会	3,714,000円	H24～3年間

■その他の実績例

- 自治基本条例の活用を進める事業(H19)
 - 地球温暖化対策推進のための仕組みづくり(H20～22)
 - 市民公益活動情報誌の企画・編集(H20)
 - リサイクルセンターにおける環境学習機能調査研究(H21～23)
- H26年以降の事業実績については「実施状況報告書」（市HP）参照

(3) 協働事業市民提案制度

団体が、地域課題等を解決するために市と協働で取り組みたい事業を提案する制度。応募書類と公開プレゼンテーションに基づく審査を行い、提案事業の実現（成案化）に向けて検討を進めるかどうかを決定する。

提案団体と市は、目的や手法について協議して企画書を作成し、協働で事業を実施する。

■ 審査基準

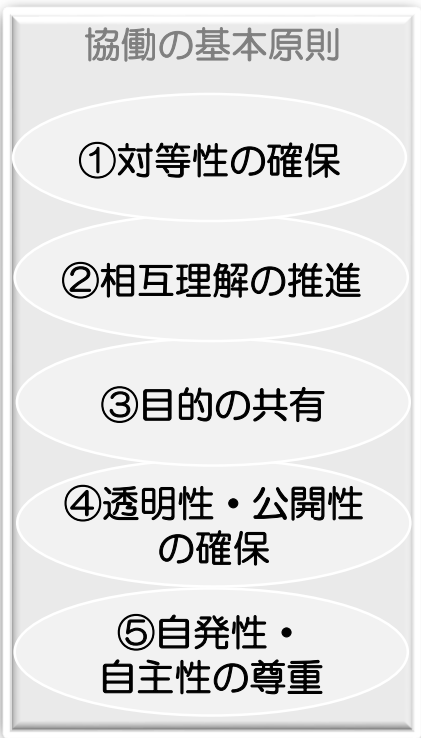
① 公益性

② 協働性(総合計画基本構想との整合性)

③ 実現可能性

④ 先駆性

⑤ 発展普及性



(4) 協働事業市民提案制度に基づく事業の実施状況

* 詳細は「実施報告書」(市HP)参照,H30年時点での実施事業(継続中のもの)

提案年度	事業名 (一部簡略化)	事業概要／実施状況	提案団体／協働関係課・団体数
H29年	協働の文化づくり事業 (H30年度から実施)	「協働」について調査検討し、あり方を提言。協働について学べる場を提供。協働が文化として豊中市に根づくことをめざす／検討会、事業調査、学びの場づくり	(特活) とよなかESDネットワーク／1

(4) 協働事業市民提案制度に基づく事業の実施状況

* 詳細は「実施報告書」(市HP)参照,H30年時点での実施事業(継続中のもの)

提案年度	事業名 (一部簡略化)	事業概要／実施状況	提案団体／協働関係課・団体数
H27年	自転車運転技術向上による安全社会実現構築事業 (H28年度から実施)	自転車運転の技術マナー・整備点検方法の指導講習、道路不全箇所の抽出、自転車を用いた健康増進教育により、安心安全な交通環境の実現と健康づくりの推進をめざす／交通安全教室事業、道路改善箇所点検事業、健康教育事業	銀輪亭倶楽部／3
H26年	住生活コーディネーター養成・活用プロジェクト (H27年度から実施)	人材育成や事業者・当事者のスキル提供によって、新しい暮らし方・生き方を提案。市民のQOLの向上により自立生活が送れるまちづくりをめざす／住生活セミナー、住宅改修・改造相談会、住宅フェア、住生活地域セミナー	(特活) ユニバーサルデザイン推進協会／1
H22年	ふれあい緑地協働管理運営事業 (H19年度からの事業拡大)	これまで継続実施してきた緑地の協働による管理運営事業に1街区を追加。地域住民が憩い、楽しみ、学習する公園づくりをめざす／施設や公園の管理、講座型学習会、イベント	(特活) 豊島北ビオトープクラブ／2
H16年	リサイクル本活用による図書館活性化と地域共生事業 (H17年度から実施)	「環境・活性・共生」をテーマに、ごみ減量や多様なイベントの企画実施をとおして、地域共生社会づくりに取組む／リサイクル本の販売、多文化共生推進事業、子ども育成事業、音楽ワークショップ・音楽祭、古本市、地域情報誌発行	地球ママくらぶ／16

(1) 市民参加

■ これからの市民参加は…

→ 公共を誰がどのように担うのか（＝これからの公共運営の在り方）を合意形成していく仕組みとして再構築することが必要

■ 市民参加制度の機能・目的

- ・「参加」によってニーズを把握し、公共サービスを向上させる
- ・「参画」によって、まちの将来像を合意形成する（まちづくりの内容を決める）
- ・そして、実現に向けて連携と役割分担を合意形成する（＝協働する）

■ 市民参加制度の目標 → これまでの公民役割分担を見直し、自治を確立する

- ・公共を「行政責任領域」「市民自治領域」「協働領域」へと再編する
- ・それぞれの領域における参加の仕組みを構築する

■ 民が担う公共（官が統治管理しているのではない公共）への市民参加の促進

- ・民間（NPO,事業所）や地域コミュニティが担っている公共への市民参加の促進
- ・公私両面にまたがる新たな社会的課題や地域課題への市民参加も不可欠

(2) 協働

■ 「協働の原点」を相互理解・共通認識する

- ・協働＝違う主体が双方のスキルを活かし、単独の主体では到達できない価値・成果を挙げること
- ・協働の過程や成果、課題などを情報提供し、合意形成を図りながら進める＝評価を受ける

■ 協働の領域

- ・既存の公共事業やサービスを協働する領域
- ・先駆的・開発的領域＝新たな社会課題・地域課題への協働
- ・ガバナンス（自治・分権型の公共運営＝共治）のための協働領域

■ これからの協働のあり方

1 様々な主体が公共課題・地域課題について協議できる開かれた仕組みのもと進める→ 情報公開と市民参加のもとで進める * 市民はコストを負担し、同時に成果を受益する存在＝評価主体

■ これからの協働のあり方

- 2 支援と協働の関係性をふまえる＝支援は協働推進のための道筋づくり＝行政資源を分権することによって、市民セクターが自主的・自律的・持続的に活動できるように環境整備を行う
 - 3 行政による公共サービスでは解決できない社会課題・地域課題に対応する活動への支援と協働が重要
- * 行政課題として顕在化していない課題への対応こそがNPOの真骨頂

(3) 公共（運営or統治）のあり方

■ 参加と協働は、出発点も目標も「公共を多様な主体が連携して担う（本来の公共運営を取り戻していく）ことに他ならない＝市民自治の確立

→ 公共すべてを政府（国・自治体）に還元（統治・運営）されない社会をつくる
* 公と公共は違う！

→ 公共を「行政責任領域」「市民自治領域」「協働領域」へと再編する

■ 改めて振り返り整理すると…市民は三つの顔を持つ

- ・市民は「顧客」…「参加」によってニーズを把握し、公共サービスを向上させる
- ・市民は「主体」…「参画」によって、まちの在り様や役割分担を合意する
- ・市民は「パートナー」…「協働」によって、公共を連携して担う

■ 自治の確立に向けて

- ・「市民がもっと市政に関わる（自治体政府への参加・監視・コントロール）」
+
 - ・「市民でできること（市民でしかできないこと）は市民でやる＝市民自治の確立（行政と地域社会の関係・役割分担の見直し）」
 - ・自治（まちづくり）の理念を共有する…「自治基本条例」
 - ・政府（国・自治体）を変える＝行政・議会の仕事の役割・やり方を変える…「行財政改革」
 - ・住民自治・地域自治の再構築
- これまでは「住民の意向に沿って自治体に仕事をさせるという自治体の民主的統制が住民自治」とされてきたが、「住民自ら参加・協働し、まちづくりを主体的に進めることも住民自治」